

食品衛生法施行令の改正に伴う福島県生活環境の保全等に関する条例  
施行規則の改正について

## 1 事案の概要

福島県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）において、深夜騒音について規制しており、対象となる営業を福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 55 条で定めている。

### 【改正前】

（飲食店営業等）

第五十五条 条例第八十四条第一項の規則で定めるものは、次に掲げる営業とする。

- 一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業
- 二 食品衛生法施行令第三十五条第二号に規定する喫茶店営業
- 三 専らカラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）を客に使用させる営業

規則第 55 条は上記のとおり、食品衛生法施行令第 35 条を引用しているが、当該箇所の内容が改正されたため、規則を改正する必要が生じたもの。

## 2 深夜騒音規制の概要について

深夜騒音の規制に関しては、必要と認める地域について県が関係市町村から意見を聞いた上で指定し、その地域内で営業を行う飲食店営業等に伴って発生する騒音（午後 10 時から午前 6 時まで）について規制基準を定めている。

上記に加え、午後 11 時から午前 6 時まで、同地域内で飲食店営業等を営む者に対して、音響機器の使用を規制している（下表のとおり）。

基準が遵守されない場合、県から事務委任を受けた市町村が改善勧告を行い、当該勧告に従わない場合には改善命令を行うことができるとされている。

なお、令和 5 年 6 月末現在、指定地域を有する市町村数は 26 である。

（規制基準）

区域の区分*	音響機器の使用禁止時間帯	音量規制	
		時間帯	基準値
A 区域	23:00～6:00	22:00～6:00	45 デシベル以下
B 区域			55 デシベル以下

※ A 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに準ずる地域  
B 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域

### 3 食品衛生法施行令の改正について

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年10月9日政令第123号）による食品衛生法施行令の改正内容は以下のとおり。

#### 【改正前】

（営業の指定）

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業
- 二 喫茶店営業（以下略）

#### 【改正後】

（営業の指定）

第三十五条 法第五十四条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業
- 二 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（以下略）

○喫茶店営業は飲食店営業の一形態として統合された。

○調理の機能を有する自動販売機が新設された。

○公布日：令和元年10月9日、施行日：令和3年6月1日

### 4 調理の機能を有する自動販売機の取扱いについて

今回の食品衛生法施行令の改正により新たに項目となった「調理の機能を有する自動販売機」については、規則で「飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業」となっていたことから、飲食店営業における調理の機能を有する自動販売機は、深夜騒音の規制の対象外としていた。

一方、喫茶店営業については特に制限等無かったことから、自動販売機による営業も規制対象としていた。

○改正前の自動販売機に係る営業許可の具体例

飲食店営業許可：ハンバーガー自販機、電子レンジ付冷凍食品自販機、給湯装置付きカップめん自販機、弁当自販機など

喫茶店営業許可：カップ式コーヒー自販機、カップ式清涼飲料自販機

○改正後

調理の機能を有する自動販売機営業を新設し一つの項目に統合

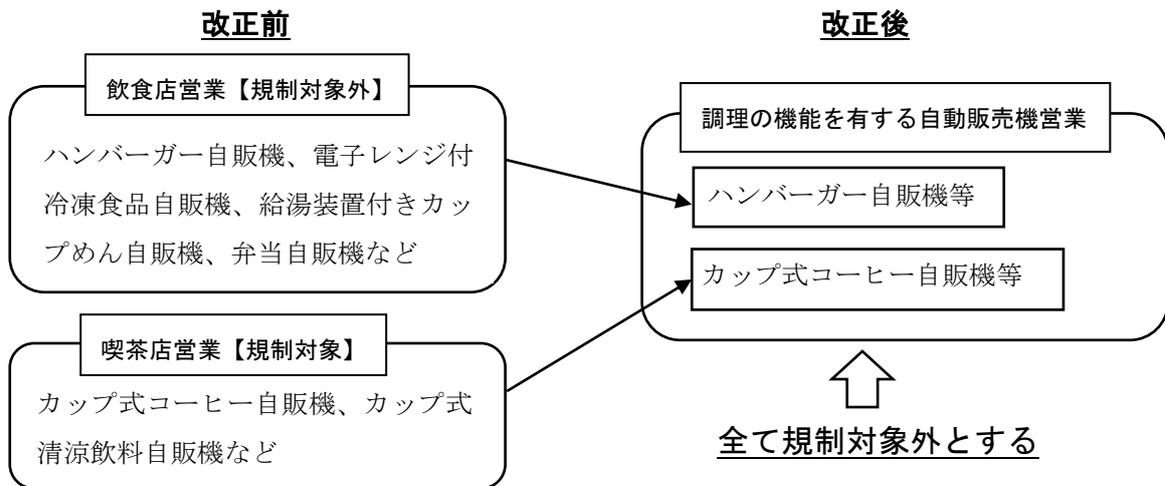
- ・改正前は規制対象であった自動販売機と、規制対象外の自動販売機が食品衛生法施行令では一つの項目になる。

○考え方

条例による深夜騒音規制は、いわゆるカラオケ騒音等の規制を定めたものであり、音響機器や飲食店に集まる客が発する騒音等を対象としている。

自動販売機については、一般に音響機器は無く、一定数集客はあるものの問題となるような騒音を発するものではないことから、当該営業の実態として周辺環境へ騒音被害を生じさせるものとは考えにくい。実際に、自動販売機による騒音苦情は報告されていない。

以上のことから、調理の機能を有する自動販売機による営業については、条例の規制対象から除外するものとして取り扱う。



5 規則の改正内容

規則の内容を以下のとおり改める。

- ・規則第 55 条第 2 号を削除し、第 3 号を第 2 号に繰り上げる。

**【改正内容】**  
 (飲食店営業等)  
 第五十五条 条例第八十四条第一項の規則で定めるものは、次に掲げる営業とする。  
 一 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業  
~~二 食品衛生法施行令第三十五条第二号に規定する喫茶店営業~~  
 二二 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)を客に使用させる営業